

2025年3月17日

各 位

会 社 名 株式会社明光ネットワークジャパン
代表者名 代表取締役社長 岡本 光太郎
(コード番号 4668 東証プライム)
問合せ先 取締役経営企画部長 坂元 考行
(TEL 03-5860-2111 代表)

訴訟の判決のお知らせ

当社は、2021年11月10日付け「株式会社明光ネットワーク九州ならびに株式会社明光義塾九州の即時抗告棄却及び当社の両社に対する訴訟提起に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、同年7月19日、株式会社明光ネットワーク九州、株式会社明光義塾九州、株式会社アネムホールディングスの3社を被告とする商標権侵害行為の差し止めおよび損害賠償等を求める訴訟を東京地方裁判所へ提起しておりましたが、2025年3月14日、同裁判所より当社によるエリアフランチャイズ契約の解除の有効性を認め、当社の請求の大半を認容する判決が言い渡されましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 2025年3月14日

2. 本件訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

(1) 当社は、株式会社明光ネットワーク九州及び株式会社明光義塾九州（以下総称して「両社」といいます。）との間で、エリアフランチャイズ契約を締結し、株式会社明光ネットワーク九州に対して、九州全域、沖縄県、山口県（以下「本件地域」といいます。）において、当社の承認を条件に明光義塾のフランチャイジー希望者に明光義塾の教室を開設、経営させるエリアフランチャイズ権を、株式会社明光義塾九州に対して明光義塾の教室を運営するフランチャイズ権をそれぞれ付与しておりました。

しかしながら両社に重大な債務不履行が発覚したため、当社は2020年12月17日をもって、エリアフランチャイズ契約を解除し、2021年1月より、当社が本件地域のフランチャイジーに対する経営指導を直接行っております。

(2) これに対して、両社はエリアフランチャイズ契約の解除は無効であるとして、エリアフランチャイズ権及びフランチャイズ権を有する地位にある旨の仮の地位確認等を求める仮処分の申し立てを2021年1月8日、東京地方裁判所に行いましたが、2021年3月25日、東京地方裁判所は、当該申し立てをいずれも却下しました（当社のエリアフランチャイズ契約解除は有効と判断しました。）。

- (3) その後、両社は、上記決定を不服として、2021年4月2日、東京高等裁判所へ上記決定に対する即時抗告（以下「本件即時抗告」といいます。）を行いました。が、2021年11月5日、東京高等裁判所は、本件即時抗告を棄却する決定を下しました。
- (4) そして、当社は、エリアフランチャイズ契約の解除以降も、明光義塾の商標等を使用して教室を運営する両社およびその連帯保証人である株式会社アネムホールディングスに対して、エリアフランチャイズ契約の解除が有効であることを前提に、商標等の使用差止め、損害賠償及び未払いロイヤルティの支払い等を請求すべく、2021年7月19日、東京地方裁判所に訴訟の提起（以下、「本件訴訟」といいます。）を行ったものです。

3. 判決の主な内容

判決は、ロイヤルティの過少申告およびロイヤルティの未払い、生徒数の虚偽報告、競業避止違反などの債務不履行は、フランチャイズ契約上の重要な義務違反に該当し、当社に対する重大な背信行為であり、信頼関係を著しく破壊するものであると認定し、当社によるエリアフランチャイズ契約の解除は有効であるとした上で、以下のように、当社の商標の使用差止請求、未払ロイヤルティの請求、損害賠償請求等を認容しました。

- (1) 株式会社明光ネットワーク九州は、46万2,373円これに対する年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 株式会社明光ネットワーク九州及び株式会社アネムホールディングスは、連帯して1,018万7,317円及びこれに対する年14.6パーセントの割合による金員を支払え。
- (3) 株式会社アネムホールディングス、株式会社明光義塾九州、株式会社明光ネットワーク九州は、連帯して、3億4,806万5,219円及び年3パーセントの割合による金員を支払え。
- (4) 株式会社明光ネットワーク九州及び株式会社明光義塾九州（一部株式会社アネムホールディングスを含む）に対する看板やインターネットを含む明光義塾の標章等の使用禁止及び廃棄。
- (5) 株式会社明光ネットワーク九州の商号の使用差止め及び抹消登記手続の実施。
- (6) 株式会社明光義塾九州の商号の使用禁止及び抹消登記手続の実施。
- (7) 株式会社明光義塾九州のドメイン「v-meiko.co.jp」の登録抹消申請手続の実施。
- (8) 株式会社明光ネットワーク九州及び株式会社明光義塾九州に対する顧客情報の使用禁止。

4. 今後の見通し

上記判決は、当社の主張を基本的に認めるものであります。この判決が当社連結業績に与える影響につきましては、軽微であると認識しておりますが、今後、開示すべき事項が発生した場合には、すみやかにお知らせいたします。

以上